

仕様書

- 1 件名
地域事業活性化プロジェクト支援業務委託
- 2 履行期間
契約締結日から令和5年3月31日まで
- 3 履行場所
受注者事業所内等

4 地域事業活性化プロジェクトとは

地域事業活性化プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）は、麻布地区総合支所地域事業の歴代参加者（以下「地域事業参加者」という。）に活躍の場を提供し、新たな地域の交流を創出することを目的とした事業である。

本プロジェクトでは専用のウェブサイト（以下「専用サイト」という。）を運営する。地域事業参加者がその運営に参加し、地域事業での経験をいかして地域情報の紹介等に取り組む。また専用サイトには麻布に関する区民等の SNS 投稿を収集及び表示し、専用サイトを活用したイベントも開催する。

地域事業活性化プロジェクト支援業務（以下「本業務」という。）は、発注者の意向に基づき、専用サイトの管理、専用 SNS アカウント新規開設及び管理、イベントの企画運営、運営に参加する地域事業参加者の技術的サポート並びに本プロジェクト PR を行うものである。

（参考）麻布地区総合支所管轄エリア（以下「麻布地区」という。）

東京都港区	麻布狸穴町
	麻布永坂町
	南麻布1～5丁目
	元麻布1～3丁目
	西麻布1～4丁目
	六本木1～7丁目
	麻布台1～3丁目
	麻布十番1～4丁目
	東麻布1～3丁目

5 業務内容

(1) 専用サイトの管理

ア 専用サイトは構築までが済み、一般には非公開で開設されている状態である。内容は以下のとおりで、更新は本プロジェクト目的達成に資するよう最適な形で、受注者の判断で行うこと。なお、専用サイトのシステムトラブルが発生した場合はその原因を調査し、速やかに復旧させるためのサポートを実施すること。

(ア) 本プロジェクトの紹介

(イ) イベントページ

(ウ) インスタグラム、PIAZZA 又は Twitter (以下「SNS」という。) 上の特定のハッシュタグ投稿又ははがき投稿の画像、絵又はテキストの収集及び掲載 (※¹)

(エ) (ウ) の投稿者のランキングページ

(オ) 地域事業参加者ページ (※²)

(カ) 地域団体等の画像、動画又はテキストの収集及び掲載

(キ) Google Map (※³)

※¹ はがきは発注者に届く。受注者が回収し、電子ファイル化すること。なお画像、絵又はテキストのうち、社会通念上本プロジェクトにふさわしくないものは専用サイトに掲載しないようにし、速やかに SNS 運営事業者に削除依頼すること。この対応をとった投稿は一覧にし、速やかに発注者に報告すること。

※² 10 名程度の地域事業参加者が CMS を使い更新する。

※³ Google Map API を通して地域事業参加者が投稿した写真等が Google Map 上にプロットされることを目的とする機能とする。

イ 専用サイトの管理に当たる引継ぎに際し、以下に注意すること。なお専用サイトは発注者が構築したものであることから、引継ぎ作業に際しては細心の注意を払い、不明な点が生じた場合は必ず発注者に照会すること。

(ア) サーバの移行

ドメイン、URL は既に取得している。サーバは受注者が選定し準備提供するものとする。現在稼働しているサーバ上からファイル一式とデータベースのダンプを行い、サイトの移行をすること。ドメインは移管申請の際に発注者がロック解除と移管受付処理をする。

(イ) SSL

受注者が選定すること。参考として、現在はクイック認証 SSL を使用している。

(ウ) CMS

コンテンツ更新のため、Movable Type 7を導入している。メンテナンスパック及びアップデートに関しては受注者が適切に対応すること。

(エ) Google アカウントについて

登録済みである。

(オ) Taggbox について

SNS タグ収集、ウェジット表示を行うための ASP サービスとして導入している。受注者が BASIC プラン以上のランクのプランに加入すること。

(2) 本プロジェクト専用 SNS 及び LINE アカウント（以下「専用アカウント」という。）の新規開設及び運営

専用アカウントを新規に開設し、本プロジェクトに関する情報を発信すること。発信内容は概ね以下のとおりとするが、具体的な内容及びタイミングは本プロジェクト目的達成に資するよう、受注者の判断で行うこと。

ア イベント情報

イ 投稿者への DM（5（6）での実施を想定）

ウ 10名程度の地域事業参加者ページ及び地域事業参加者個人 SNS への誘導

(3) イベントの企画運営

ア 社会情勢及び麻布地区の特徴を分析し、多様な人物の本プロジェクトへの参加を喚起するようなイベントを企画すること。具体的な内容、タイミング及び回数は本プロジェクト目的達成に資するよう、受注者の判断で行うこと。

イ 企画に当たっては、麻布地区の観光振興の視点並びに麻布地区の町会・自治会・商店会等の団体及び民間事業者との協力の視点を盛り込むこと。

(4) 地域事業参加者の技術的サポート

10名程度の地域事業参加者の相談に応じ、専用サイト及び地域事業参加者個人 SNS の使用方法並びに創作物の効果的な発信方法について、きめ細やかなサポートやアドバイスを行うこと。相談に応じサポートやアドバイスを行う方法は、最適な形を受注者が考案すること。

(5) 本プロジェクトの PR

ア プレスリリース

本プロジェクトの効果的なプレスリリースを実施すること。リリース先メディア一覧は速やかに発注者に電子ファイルで提出すること。

イ PR 動画の作成及び公開

- (ア) 本プロジェクトの魅力を効果的に訴求する内容を考案すること。
- (イ) 発注者が指示するロゴ等は、常に画面の一部に表示すること。
- (ウ) 日本語及び英語文字テロップを入れ、無音声でも成立する内容とする。
- (エ) 専用サイト及びアカウント上に公開すること。
- (オ) 発注者が指示する人物は出演させること。
- (カ) 必要な素材は著作権等に関する法令に触れないものから受注者が手配すること。
- (キ) 撮影に当たり許可が必要な場合は受注者の責任で対応すること。
- (ク) 出演者でない人物がそれとわかるような映り込みを避けること。
- (ケ) 放送番組基準に適う音質とすること。
- (コ) 次の形式でデータ納品を行うこと。
 - ①MP4 ファイル、縦横比率 16 対 9、解像度フル HD (1920×1080)
 - ②市販の家庭用 DVD プレーヤーで再生できる形式
- (サ) 「港区カラーバリアフリーガイドライン」「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」に可能な限り従うこと。

ウ ウェブ広告

本プロジェクトの効果的なウェブ広告を実施すること。例えばリスティング広告、リターゲティング広告を想定しているが、具体的な内容、タイミング及び回数は本プロジェクト目的達成に資するよう、受注者の判断で行うこと。

(6) 景品

インセンティブとして本プロジェクト参加者のうち特定のカテゴリの人に景品を配布すること。インセンティブとして効果的でかつ麻布地区の魅力を伝えるような景品の企画はもちろんのこと、調達、発送先情報調査及び発送までを受注者が行うこと。

(7) 分析及び報告

専用サイトの各ウェブページの日別 PV 数等の実施結果について、次年度以降の本プロジェクトの発展に資するような効果的な分析及び報告を行うこと。

6 業務実施計画書の提出

受注者は本業務実施に当たり、契約締結後速やかに、実施体制及びスケジュール等を記載した業務実施計画書を提出し、発注者の承認を得ること。

7 成果品

受注者は成果品として、「5 業務内容（7）分析及び報告」の内容に加え、各イベントの実施期間、内容等をまとめた業務実施報告書を、履行期間内に発注者に提出すること。提出は電子ファイルにより行うこと。

8 注意事項

(1) 全ての受注者業務内容は発注者の承認を得ていなければ、履行完了とみなさない。

(2) 受注者は、本業務の全体を把握する統括責任者を定めるものとし、発注者が求めたときは、発注者の翌開庁日までに進捗状況を電話又はメールにより報告すること。

9 契約及び支払方法

(1) 発注者の全ての履行確認後、受注者からの適法な請求に基づき一括で支払うものとする。なお、次の費用も契約金額に含むものとし、発注者から受注者に対し実費としての支給は行わない。

ア 交通費

イ 燃料費

ウ 通信費

エ 著名人含む人件費

オ 事務用品費

カ 郵送等発送や納品に係る経費

キ 専用サイトの管理に係る必要経費

(2) 専用サイトの管理に当たる引継ぎに際し問題が生じ、対応に経費を要す

る場合、発注者と受注者で協議しつつ問題を精査するものとする。その結果、問題が発注者の構築作業に起因すると判明したときは、対応に要する経費を発注者が負担し、引継ぎ作業に起因すると判明したときは、対応に要する経費を受注者が負担するものとする。

(3) 9 (1) キについて、現在のドメインは有効期限が令和5年2月28日、現在のSSLは有効期限が令和5年3月3日である。履行期間のうち、それより後のドメイン及びSSLの契約にかかる経費を受注者が負担すること。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策について

ア 本プロジェクトを中止する場合の対応

(ア) 本プロジェクトの中止は発注者が判断する。発注者は中止を判断した時点で速やかに受注者に本業務の各業務内容についてどのような対応をとるべきか指示する。受注者は発注者の指示に基づき速やかに対応すること。

(イ) 本プロジェクトの中止を発注者が指示した場合、発注者は、契約金額のうち、受注者が(ア)の対応を誠実に完了した上でもなお受注者の債務として確定した分のみを、当該債務に係る業務分の履行確認後に支払うものとする。

イ 本プロジェクトを変更する場合の対応

(ア) 本プロジェクトの変更は発注者が判断する。発注者は変更を判断した時点で速やかに受注者に本業務の各業務内容についてどのような対応をとるべきか指示する。受注者は発注者の指示に基づき速やかに対応すること。

(イ) 本プロジェクトの変更を発注者が指示した場合において、受注者が(ア)の対応を誠実に完了した結果不要となった金額がある場合、発注者は、契約金額から当該金額を除いた分を、全ての履行確認後に支払うものとする。

10 受注者の責務等

(1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。

- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 受注者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、個人情報について、別紙個人情報等取扱いに関する特記事項を遵守しなければならないものとする。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成9年港区条例第42号）第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (10) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。
- (11) 受注者は、業務上収集した区民等の個人情報を自社で使用するシステムで管理する場合は、契約締結後、速やかに発注者と協議し、承認を得ること。

11 環境により良い自動車利用

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン（平成29年3月16日付改正28環改車第790号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

12 著作権等に関して

- (1) 本契約の履行に当たり、作成された成果品並びに生じた印刷物のデジタル情報、図版、写真及びネガフィルム等については、発注者に著作権を譲渡するものとし、発注者が請求をしたときは、発注者が指定する方法で引き渡さなければならない。ただし、成果品の作成の従前から受注者が保有している著作物については、受注者に著作権が留保されるものとする。
- (2) 発注者は本契約の履行に当たり、作成された成果品並びに生じた印刷物のデジタル情報、図版、写真及びネガフィルム等について、商標登録出願をその裁量で行うことができ、商標登録出願の結果得た商標権は発注者が保有するものとする。

13 個人情報保護対策について

- (1) 「港区個人情報保護条例」及び「港区情報安全対策指針」を熟知し、個

個人情報保護について十分に注意し、個人情報の適正な管理及び保護を徹底すること。

- (2) 発注者が提供する資料に基づき、従事者に個人情報取扱に関する研修を実施し、書面により報告すること。
- (3) 本業務の従事者は限定し、その者の氏名、部署、連絡先を記載した名簿及び個人情報保護に関する誓約書を契約締結後、速やかに発注者に提出すること。
- (4) 契約期間中及び契約の解除又は期間満了後において、本業務に関して知り得た情報を、業務の目的外利用や第三者への提供をしてはならない。
- (5) 港区個人情報保護条例が規定する受託者等の責務に関する事項及び港区個人情報保護運営審議会が答申で付した条件である個人情報等取扱いに関する特記事項に基づいて、発注者が指示したときは、受注者の個人情報の管理状況について書面で報告すること。また必要に応じて、個人情報を含む紙媒体の保管方法及び外部記録媒体や電子データの取扱方法について、チェックリストを用いて発注者が立ち入り検査を実施する。
- (6) 帳票類及び外部記録媒体に記録されたものを含む個人情報の取扱いについて、以下の事項を遵守すること。
 - ア 本業務での取扱いを認められた個人情報以外の個人情報の収集及び保管を禁止する。
 - イ 本業務を実施する場所以外での個人情報の保管及び利用を禁止する。
 - ウ 個人情報は、鍵付きキャビネットで保管する。
 - エ 個人情報を含む通知等を発送する場合は、送付先に誤りがないか複数の従事者によって確認する。
 - オ 個人情報は、専用ケース等に入れて施錠した上で持ち運び、収受及び運搬状況を記録する。
 - カ 個人情報は、本業務終了後速やかに発注者へ返却する。
- (7) 本業務で、受注者が所有するコンピュータ（サーバ、パソコンや携帯情

報端末等の端末装置)、や受注者が利用するクラウドサービスに個人情報(個人情報を含む電子データ)を保管する際は、港区情報安全対策指針や国が定めたセキュリティ対策ガイドラインに基づき、以下の事項を順守すること。

ア 専用線又は専用線に準じた安全性を持つネットワークで接続されたクラウドサービスやコンピュータにのみ個人情報を保管する。

イ コンピュータを使用する従事者ごとにユーザ ID 及びログインパスワードを設定し、個人情報へのアクセスを制限する。

ウ 個人情報を保管する際は、暗号化、パスワード付与等の漏えい防止対策を施す。

エ 港区大容量ファイル交換サービス以外での区と受託者間の個人情報ファイルの送受信を禁止する。

オ 本業務で利用するコンピュータには、最新のウイルス検知ソフトを導入し、ウイルスチェックを行う。また、ウィニー等の不特定多数のユーザとファイルを共有できるソフトの導入を禁止する。

カ 従事者の個人が所有するコンピュータ及び外部記録媒体を本業務に使用することを禁止する。

キ 受注者が所有するコンピュータに保管していた個人情報は、本業務終了後速やかに削除ソフトを用いてデータ復元が不可能な措置を行い、消去報告書を提出する。

ク 契約締結後に、個人情報の保護に必要な対策の実施について記載する「セキュリティ確認用チェックシート」を提出する。

14 その他

本契約の履行に当たり、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、発注者と受注者で協議し決定する。

15 連絡先

〒106-8515 港区六本木五丁目 16 番 45 号

港区麻布地区総合支所協働推進課 遠田(えんだ)

電話 03-5114-8812 FAX 03-3583-3782